

横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 本市のまち・ひと・しごと創生を効率的かつ効果的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 推進会議の構成員は、30 人以内とする。

2 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が依頼したものをもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 教育機関
- (4) 報道機関
- (5) 市内に事業所を有する者
- (6) 関係団体
- (7) 金融機関
- (8) 研究機関
- (9) 労働者団体
- (10) 関係行政機関

(座長)

第 3 条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、市長が指名する構成員をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議は、必要に応じて構成員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、政策推進部政策推進課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の同意を得て座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。